

担当部署: 農政課

処分の概要		分担金の徴収猶予
例 規根 拠条	名項	柴田町農林業事業に関する分担金徴収条例 第7条
例 規 番	号	昭和60年条例第17号

【基準】

第7条の規定による。

(分担金の徴収猶予)

第7条 町長は、受益者が災害、その他の理由により、当該分担金を納付することが困難であると認めたときは、徴収を猶予することができる。

標準処理期間	15日
--------	-----

備考

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--